大阪・関西万博
工事代金未払い 110 番ニュース
NO. 24　2026 年 10 月 30 日

全国商工団体連合会
東京都豊島区目白 2-36-13
TEL03-3987-4391/FAX03-3988-0820
e-mail：info@zenshoren.or.jp

アンゴラ政府が未払い金額の一部を肩代わり 万博協会、大阪府・市は立て替え払い等支援を

被害者ら　解決めざし、運動さらに

大阪・関西万博の海外パビリオンを巡り、工事費の未払いを訴えている被害者の会が 21 日、大阪府庁で記者会見。アンゴラ館で未払い被害を受けた設備会社の男性が、本来責任を負うべき最上位元請けに代わってアンゴラ政府から未払い金額の約 4 割、1700 万円の支払いを受けたことを明らかにしました。アンゴラ政府が「本来法的責任を負う立場にないが、人道的理由から支払う」と対応してくれたことに、感謝の意を表明しました。

一方、吉村大阪府知事や万博協会幹部が一貫して「民間同士の契約トラブル」と、問題解決に背を向けていることから、①責任主体（国・大阪府市・万博協会）の明確化、②未払い被害を受けている現場職人・下請企業への迅速な公的救済・仲介措置の実施、③正確な実態把握および国会・国民に対する事実の適切な開示ーを求め、一刻も早い被害救済を要求しています。

国や大阪府・市、万博協会は 法的責任を果たし、被害救済を

記者会見では、未払い問題の経過と行政に対する要請を繰り返し、一刻も早い被害救済を求めてきたと訴え。国や大阪府・市、万博協会に生じている法的・行政的責任を次のように指摘しました。

1）行政の不作為・権限の不発動：建設業法に違反する行為、未払いの申告を受けながら上位企業への是正を図らないことは行政の不作為に当たる。

2）平等原則違反・裁量権の逸脱：重い法的的責任を負う上位企業の違反を放置する一方で、被害者である事業者のみに不利益処分を課す行為は行政法上の不公平・平等原則違反。

3）不適格事業者の選定・仲介：国や府・市、協会の推奨リストなどを通じて紹介された事業者（GL 社や ES 社など）を斡旋した責任が問われる。

4）「解決事例」の隠蔽問題：オマーンパビリオンでは大使館及び万博協会の仲介で未払いが解決したという実績を隠蔽。他の未払い解決へのスキームとすることを怠った。

元請けへの是正指導、救済窓口設置などを求めています。

都は未払い解決に全力で取り組め 尾崎都議が議会で追及

10 月 23 日、日本共産党の尾崎あや子都議（写真）は各会計決算特別委員会第 3 分科会で、大阪万博の未払い問題について質問。「建設業法に基づき適切に対応している」としか答えない市街地建築部長に対して、負うべき責任も義務もないアンゴラ政府が人道的見地から 1700 万円を立て替え払いした事例を示し、「都知事が許可した最上位元請けの責任を果たさせるために都は全力で取り組むべきだ」と迫りました。

ネット署名の賛同者 4．2万人突破！

アンゴラ政府の立替払い報道などを受け、ネット署名「華やかな『大阪・関西万博』の裏で苦しむ建設業者を救って！　370 億円の黒字の一部で、未払い 10 億円の解決を」も賛同者が増え、42,666 人となっています。